

高木嗣雄税理士事務所報酬料金規定《業務（顧問）契約なし》

I 総合基本報酬【税務代理・税務書類の作成・税務相談・記帳代行・調査立会等】（税込）

11,000円

※全て年1回の報酬料金です

II 決算・申告書作成のみ

個人の事業【営業・農業】所得・不動産所得

※原則、法人の場合は顧問契約が必要ですが、法人税の決算・申告書作成のみご希望の場合は、下の①の欄が「業務（顧問）契約あり」の報酬料金で規程している「月額報酬」×12か月の計算となります。また、法人においても②～④がある場合は別途追加料金となります。

税込年商（収入金額）	決算・申告報酬（税込）		見込報酬額合計（税込）	
	①所得税（集計・帳簿等の作成あり）	②消費税申告もある場合	①所得税申告のみ	①+②消費税申告含む
500万円以下	33,000円	22,000円～ ※内容により応相談	33,000円	55,000円
500万円超 3,000万円以下	55,000円		55,000円	77,000円
3,000万円超 5,000万円以下	132,000円		132,000円	154,000円
5,000万円超 1億円以下	198,000円		198,000円	220,000円
1億円超	内容を確認し別途お見積りのうえ			

③集計・帳簿等の作成がない場合（税理士に全て依頼される場合）は、次のとおり仕訳数に応じて報酬額合計に別途追加報酬料金となります。
100仕訳以内・・・16,500円
以降50仕訳増加ごと・・・5,500円加算

④事業・不動産所得以外のその他所得及び分離譲渡所得等がある場合については、Ⅲの報酬額合計が加算となります。

III 所得税の申告（※事業・不動産所得の方は上記の料金）

申告区分	申告書作成基本報酬（税込）	加算額（税込）	報酬額合計（税込）
その他所得 【給与、雑（公的年金・その他）、利息、配当、一時、退職など】	5,500円	※左記のその他所得のみの場合は加算額なし。 ※医療費控除、住宅取得借入金控除3,300円～ ※総合譲渡、山林所得がある場合5,500円～ ※その他特殊申告については内容を確認して別途お見積りのうえ	5,500円+（加算額）～
分離譲渡所得の内 【土地・建物、株式、先物、FX】	別紙「分離譲渡所得の報酬表」を参照	別紙「追加費用が発生する場合」を参照	申告書作成報酬+（加算額）～
修正申告及び更正の請求	収入の修正等の場合「①」で計算 ※収入以外の修正等は内容により応相談	集計作業等がある場合「③」で計算した金額を加算	修正申告及び更正の請求の各年分ごとに計算した報酬の合計額

IV 消費税の申告

申告区分	申告書作成基本報酬（税込）	加算額（税込）	報酬額合計（税込）
消費税のみ申告	33,000円	内容により5,500円～	33,000円+（加算額）～
修正申告及び更正の請求	所得税の修正等に関連して作成する場合は「②」で計算（※内容により応相談）	修正及び更正の請求の作成年分	左記②×修正及び更正の請求の年分

V 贈与税の確定申告

申告区分	申告書作成基本報酬（税込）	加算額（税込）	報酬額合計（税込）
贈与税申告	別紙「贈与税申告の報酬表」を参照	別紙「各種特例がある場合」及び別紙「財産評価事務に対する報酬表」を参照	申告書作成報酬+（加算額）～

VI 相続税の確定申告

報酬の算定基準	加算額（税込）		報酬額合計（税込）
【被相続人の相続財産総額】 ・相続財産は預貯金、土地・建物、生命保険、退職金等で借入金や葬儀費用等の債務を差し引く前の金額が基準となります。	【相続人の人数による加算】 ・相続人が1人増加することに報酬は増加します。	【財産評価による加算】 ・土地の所在地は倍率地域か路線価地域かまた借地権つきか等 ・小規模宅地等の減額計算等の必要あり等 ・評価対象法人の株式評価の必要ありか等	※その他官公庁・金融機関等に財産の状況等確認に要する日当等が発生しますので、ご相談のうえ内容を確認して、別途お見積りによります。

VII 税務相談

VIII 税務調査立会い

税理士法第2条第1項第3号に規定する業務で、税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張・陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項についての相談報酬（税込）	税務調査があった場合の事前準備・調査当日の立会い、納税者に代わって、納税者の主張・陳述について代理、代行する報酬（税込）
①口頭による場合 1時間当たり 5,500円	1日につき55,000円（1日に満たないときは1日とみなす。）
②文書による場合 1時間当たり 5,500円×作業時間	※旅費交通費・宿泊費等については実費相当額を請求させていただきます。

IX 年末調整及び法定調書の作成

X 償却資産税申告

年末調整の計算及び法定調書等の作成をすることにより受ける報酬(税込)	個人や法人が所有する償却資産について「償却資産申告書」の作成・提出について代理、代行する報酬（税込）
基本報酬49,500円（源泉徴収簿作成ありの場合は33,000円） ※5人を超えた場合、1人につき9,900円（なお、源泉徴収簿作成ありの場合は、1人につき6,600円）を加算	1つの事業所において、償却資産3件まで22,000円 +1件ごとに5,500円 ※報酬については、償却資産の数、金額等によって変わります。 ※複数の事業所があるときは、事業所ごとに受任1件として取扱います。

XI その他の書類の作成及び業務

各種税務届出書などの作成及び不服申し立て代理等報酬（税込）	
書類の作成・・・1事業につき5,500円～ 異議申し立て・・・基本報酬（110,000円+日当）～ 審査請求・・・基本報酬（220,000円+日当）～ 訴訟補佐人・・・基本報酬（330,000円+日当）～	※不服申し立て等特別な業務については、ご相談のうえ対応いたします。

★上記Ⅱ～Ⅺまでの各報酬料金は、お客様の個々の事情によりご相談させていただきます。

別紙

「分離譲渡所得の報酬表」

(A) 不動産売却に伴う譲渡所得について確定申告を依頼された場合にかかる費用は、以下のとおりとなります。

不動産売却に伴う譲渡所得金額	申告書作成基本報酬（税込）
1,000万円以下	55,000円
1,000万円超 3,000万円以下	143,000円
3,000万円超 5,000万円以下	176,000円
5,000万円超 8,000万円以下	220,000円
8,000万円超 1億円以下	275,000円
1億円超	応相談

不動産売却以外の分離譲渡所得について確定申告を依頼された場合にかかる費用は、以下のとおりとなります。

その他申告内容	申告書作成基本報酬（税込）
FX	55,000円～
先物	55,000円～
株式売却	55,000円～

「追加費用が発生する場合」

(A) の不動産売却の確定申告にあたって特別控除などを受ける場合は、申告書作成基本報酬に加えて、次のような追加費用が発生します。

特別控除の内容	追加費用（税込）
マイホーム売却（軽減税率）	11,000円
マイホーム買い替え（譲渡損失繰り越し）	22,000円
マイホーム買い替え（譲渡損失の損益通算）	33,000円
マイホーム売却（3,000万円控除）	33,000円
収用（5,000万円控除）	55,000円
その他	応相談

別紙

(A) 「贈与税申告の報酬表」

算定基準	申告書作成基本報酬（税込）
取得財産の総額	受贈者1人につき
200万円未満	22,000円
200万円以上	33,000円
300万円以上	44,000円
500万円以上	55,000円
1,000万円以上	66,000円
以降は100万円増加ごとに11,000円加算	

+

「各種特例がある場合」

(A) に加算する額（税込）	(A) に加算する額（税込）	(A) に加算する額（税込）
配偶者特別控除	相続時精算課税	住宅取得資金の贈与
22,000円	22,000円	22,000円

+

「財産評価事務に対する報酬表（土地等及び非上場株式の贈与税申告に伴う）」

(A) に加算する財産評価報酬		評価の複雑性 に対する加算 額（税込）
土地・建物・借地権	非上場株式	
評価した相続税評価額の合計の0.3%とする。（33,000円に満たない場合はこちらの金額となります。）	評価した株式評価額の合計の0.5%とする。（88,000円に満たない場合はこちらの金額となります。）	財産評価等の計算が複雑な場合は、加算報酬額の100%相当額を限度として加算します。